

27年度 税率改定 国保税が上がります

負担をお掛けしますが加入者の皆様のご協力をお願いします

【問合せ】国民健康保険課 ☎ (740) 1170

本市の国民健康保険でも累積赤字が大きくなっています。25年度の税率改定と市の一般会計からの繰入れによって、26年度末には約1億9000万円の黒字が見込まれています。しかし、今後の医療費の伸びを考えると、国などからの補助金の確保に努め、消費税増税に伴う新たな公費を一定額見込んだとしても、28年度末には約

国民健康保険事業は、市の他の事業から独立した特別会計で処理されています。保険給付や保健事業に充てる財源は本来、保険税と国庫支出金などの公費で賄うものであるため、必要とする保険税の総額は医療費の動向によって左右されます。

医療費の増加や保険税収入の低迷などにより、現在、全国的に国民健康保険事業の財政運営は厳しい状況です。本市の国民健康保険も例外ではありません。28年度末には収支不足が見込まれます。補てんのための税率改定にご理解をお願いします。

**医療費の増加による収支不足の見込み
1人あたり平均3170円の増額に**

28年度には赤字へ

2億7000万円の収支不足が見込まれます。改定内容は下表の通りです。この改定により1人当たり保険税額は、平均3.19%、3170円の上昇となります。

負担増の緩和措置も

家族の多い世帯はより負担が増加するため経過措置を設けています。

対象世帯は18歳未満の子どもを2人以上抱える子育て世帯です。28年度末までは2人目以降の子どもの均等割額を半額に減免し、負担の増加を緩和します(11ページ【例4】【例5】参照)。市としても、保険税収納率の向上に努めるとともに、疾病予防対策・医療費適正化対策をより強化していきますので、ご協力をお願いします。

27年度からの改定税率など

国民健康保険税は「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の3つで構成されています。

「医療給付費分」は国保加入者が病院などの医療機関にかかる際の費用です。「後期高齢者支援金分」は後期高齢者医療に係る保険給付費の約4割を負担するため賦課されます。

「介護納付金分」は介護保険に係る保険給付費の約3割を負担するため賦課されます。「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は年齢に関係なく国民健康保険加入者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの加入者のみに賦課されます。また、加入者の収入、人数などに応じ、「所得割」「均等割」「平等割」の3種類を合計して賦課されます。

区分	医療給付費分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40～64歳の加入者)	
	旧税率	新税率	旧税率	新税率	旧税率	新税率
所得割率 (%)	6.45%	6.72%	2.65%	2.67%	2.75%	2.62%
均等割額 (円/人)	25,800円	26,800円	9,800円	10,200円	10,400円	11,600円
平等割額 (円/世帯)	20,200円	20,600円	7,600円	8,000円	5,400円	6,000円
課税限度額 (円)	510,000円	520,000円	160,000円	170,000円	140,000円	160,000円

所得割 所得に応じて賦課されます。保険税課税年度の前年の「総所得金額等」から基礎控除33万円を除いた残りの所得額(マイナスになった場合は0円)に、所得割率を掛けて算出した金額です。

均等割 国保加入者1人につき賦課されます。

平等割 国保加入世帯1世帯につき賦課されます。

世帯別に見る 保険税額

所得金額の少ない世帯には、均等割額、平等割額に対して7割、5割、2割の軽減措置があります。「所得」とは、「収入」から必要経費を引いた後の金額。必要経費とは、自営業なら仕入れなどの経費の金額、サラリーマンや年金収入の人は経費としての「給与所得控除額」または「公的年金控除額」のことです。これらの額はそれぞれの収入額に応じた計算方法により求められ、65歳以上の人と65歳未満の人では公的年金控除額は異なります。一定の障害がある65歳以上の人で、国民健康保険に加入している人は、後期高齢者医療制度へ移ることで保険税(料)が安くなる場合があります。税額は所得金額などによって異なります。

【例1 40歳代の1人世帯】
(給与収入90万円→給与所得25万円)の場合
※所得により7割軽減世帯になります

	国民健康保険税(円)		増額(円)	1世帯当たり 保険税の増額の割合
	改定前①	改定後②		
医療給付費分	13,800	14,200	③ (②-①)	③÷①
後期高齢者支援金分	5,200	5,400		
介護納付金分	4,700	5,200		
年 税 額	23,700	24,800	1,100	4.64%

【例2 65歳以上の夫婦2人世帯】
(世帯主：年金収入300万円→年金所得180万円)
(配偶者：年金収入79万円→年金所得0円)の場合

	国民健康保険税(円)		増額(円)	1世帯当たり 保険税の増額の割合
	改定前①	改定後②		
医療給付費分	166,600	172,900	③ (②-①)	③÷①
後期高齢者支援金分	66,100	67,600		
介護納付金分	-	-		
年 税 額	232,700	240,500	7,800	3.35%

【例3 40歳代の夫婦と子1人の世帯】
(世帯主：営業所得300万円)
(配偶者：給与収入50万円→給与所得0円)の場合

	国民健康保険税(円)		増額(円)	1世帯当たり 保険税の増額の割合
	改定前①	改定後②		
医療給付費分	269,800	280,400	③ (②-①)	③÷①
後期高齢者支援金分	107,700	109,800		
介護納付金分	99,600	99,100		
年 税 額	477,100	489,300	12,200	2.56%

【例4 40歳代の夫婦と18歳未満の子2人の世帯】
世帯主：給与収入500万円→給与所得364万円の場合

	国民健康保険税(円)			増額(円)	1世帯当たり 保険税の増額の割合
	改定前①	改定後(減免前)	減免後②		
医療給付費分	318,800	338,100	324,700	③ (②-①)	③÷①
後期高齢者支援金分	127,200	132,300	127,200		
介護納付金分	112,200	111,200	111,200		
年 税 額	558,200	581,600	563,100	4,900	0.88%

*18歳未満の2人目の子どもの均等割額が半額になります。
26,800円 × 1/2 + 10,200円 × 1/2 = 18,500円
↓
(医療給付費分の均等割額) (後期高齢者支援金分の均等割額)

【例5 40歳代の夫婦と18歳未満の子2人の世帯】
世帯主：給与収入300万円→給与所得192万円の場合
※所得により2割軽減世帯になります

	国民健康保険税(円)			増額(円)	1世帯当たり 保険税の増額の割合
	改定前①	改定後(減免前)	減免後②		
医療給付費分	199,900	209,000	201,000	③ (②-①)	③÷①
後期高齢者支援金分	79,000	81,400	78,400		
介護納付金分	64,600	65,000	65,000		
年 税 額	343,500	355,400	344,400	900	0.26%

*18歳未満の2人目の子どもの均等割額が3割減額(2割軽減世帯のため)になります。
26,800円 × 3/10 + 10,200円 × 3/10 = 11,100円
↓
(医療給付費分の均等割額) (後期高齢者支援金分の均等割額)